

議案第6号

二宮町空家等対策協議会条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、同法の引用条項との整合を図る必要が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

二宮町空家等対策協議会条例（平成30年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第6号) 二宮町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、二宮町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(趣旨及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、二宮町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>